

久米南町活性化計画(行財政改革)策定に伴う
見直し等に関する答申書

平成 17 年 12 月 8 日
久米南町活性化推進委員会

目 次

1	久米南町活性化計画(行財政改革)策定に伴う見直し等についての諮問に対する答申について	1p
2	諮問「見直しの基本的見解」に対する答申	5p
3	「新しいまちづくり」の提言、意見まとめ	11p
資料		
	久米南町活性化推進委員会設置要綱	13p
	久米南活性化推進委員会委員名簿	14p
	久米南町活性化推進委員会審議経過	15p
	諮問(写) 活性化計画(行財政改革)策定に伴う見直し等について	16p

平成17年12月8日

久米南町長 河島 建一 殿

久米南町活性化推進委員会
委員長 在里 和之

活性化計画(行財政改革)策定に伴う見直し等についての
諮問に対する答申について

平成17年5月11日、同8月5日付け久米南町長からの標記諮問に対し、本委員会において慎重に審議、検討を重ねた結果、次のとおり答申する。

はじめに

本委員会は、提示された各種資料に基づき、久米南町行財政の過去・現在の実情と取り組み、並びに今後の行財政改革に対する「見直しの基本的見解」の説明を受けた。

これに対し本委員会では、「総務・文教」「厚生・産業」の2部会に分かれ、町民の立場から今後の久米南町の活性化と、これに伴う行財政改革について審議を重ねてきた。

町のおかれた立場と現況

平成の大合併(合併特例法の施行)で単独存続の道を選んだ本町は、明春には岡山県下最少の人口町となる。

政府は、市町村の合併を更に推進するため、合併特例法の一部を改正するとともに、自治体の人口を原則として概ね1万人とするなど、当初の自主的合併の方針から、基本構想を示して小規模自治体を認めないという施策を打ち出している。

こうした社会的構造改革の大きなうねりの中にあって、これまでの経済成長を前提に行ってきた各種町づくり施策をはじめ施設整備等、現状のまま推移すれば危機的な財政状況に陥り、将来の発展が危惧される。

将来の目標が見えない

今、町民は「久米南町は近い将来、否2,3年後どうなるのだろうか」「このまま単独町で、やっていけるのだろうか」「合併するとすればどこと?」「市に吸収されるのでは?」という不安感を持っている。こうした不確実な時代であるからこそ町長を先頭とする執行部と、議会が新しい時代に柔軟且つ的確に対応し、旗印を高く掲げ、不安感を払拭し、町民と協働のもと不退転の決意で厳しい現状を乗り越え次世代に久米南町のたすきをバトンタッチしなければならない。

町民の総力をあげるために

改善の方途があるか

久米南町においては、これまでも種々な行財政改革の計画を策定し、取り組んできたが、社会情勢の変化、少子高齢化社会や高度情報化社会の急速な進展等、本町を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方交付税の激減、税収の落ち込み、公共施設の維持管理費の増大、人件費増大などという要因が相俟って、財政構造が硬直化している。果たして改善の方途があるだろうか。

・国、県、町、町民、民間等との適切な役割分担(受益者負担の原則)のもと、町の守備範囲を明確にし、限られた財源を重点且つ効果的に配分する。

・施策の取捨選択については、町民レベルの目線に立ち、町民満足度を高めるとともに、成果主義の観点に立った評価を行い、効率的で効果的な質の高い行政サービスの提供を図る。

・自らの判断で決定を行い、その結果についても自ら責任を負う自己決定・自己責任の原則に基づいた地方分権時代にふさわしい行財政運営を進めていく。そのためには、意志決定過程の一層の透明化を図り、広範な町民の理解と協働のもと、柔軟でスリムな行政を目指す。

以上を基本的な方針として積極改善、改革したい。

町内産業育成による経済力増強

全国的に農業は弱体化しているが、本町の場合、先ず農業に活力を与えなければならない。農業特区制度を最大限に活用する施策によって町内の農業人口を増やし、農地の有効利用を図りたい。と、同時に国・県に対し、地域に見合う農業政策等の導入を強く要請することが必要である。

また、商工業の活性化のための諸施策は、今後の久米南町の重要な課題であり、喫緊の問題である。(町内産業育成による経済力増強について、その内容等は「新しいまちづくり」の提言に詳述)

人件費は適正か

財政悪化の主要因の一つである人件費については、助役の収入役兼掌、特別職の給与月額減額、議会議員の報酬月額減額、管理職手当減額など抑制に向けた取り組みを既に行っているが、今後、定年退職者も増えることであり、退職手当の増大が見込まれる。

人件費率は、かつては一般会計の15%前後であったが、近年上昇して一般会計の18~19%で推移している。今後予算規模が圧縮されることが予想され、その中で人件費の固定的な考え方を持つと、その比率は更に上昇する。

人件費は、有能な人材確保の手だてとして有効に利用すべきであるが、国・県・地域経済共に低迷し、財政も緊縮度を深める中で憂慮すべき現状であり、そのあり方が厳しく問

われる。

「見直しの基本的見解」では、近隣町及び類似団体と比較し、適正化を図る。定員適正化計画を策定し、推進する。とあるが、地域民間企業の給与を考慮し、扶養手当なども含め、人件費の抑制に努めたい。

なお、勤務成績に基づく昇給制度の導入、年功序列的な給与体系の見直しなどを、条例改正を含めて積極的に進めていただきたい。

情報を公開し状況に応じた運営を

行政が行おうとする情報の町民に伝えるということから行財政改革が始まる。可能な限り情報を細大漏らさず公開した後、町民から返ってくる意見、意向を公平に汲み取り検討することが重要である。「広報くめなん」「広報久米南町」(防災行政無線)の活用により行政と町民の意志の疎通を図りたい。特に「広報久米南町」に専任職員をおき、新鮮な情報の受発信を期待する。

ボランティア運動に新風を

自分の町は自分の手でという考え方に立って、お互いの長所・持ち味・技術等を出し合わなければならない。ボランティア活動は地域を支える上で極めて重要且つ不可欠である。住民のボランティア活動への積極的参加こそが地域振興の鍵と言っても決して過言ではない。その為にもその裏方として町職員の地域における率先参加に大きな期待を寄せるものである。

行政と町内各団体の提携

町内にある現存または将来設立される各団体は、それぞれその地域あるいはその分野における町の重要な構成員である。行政は補助金等だけで繋がるだけでなく、積極的に交流を重ね、謙虚にその声を聞き、町としての考え方も主張し、いわゆる意志疎通を図ることが肝要である。

未来を失わないために

誇りある町を作ろう

今、我が国は「地方のことは地方で」との東京発の改革の大風が吹き荒れている。こうした中で、我々中山間の弱小地域が目標を持ち、未来を見据えて生き抜くには、地域の住民が協力し合い、助け合い、知恵を出し合うことが肝要であることは論をまたない。その為にも、知識と人徳ある人材の育成が欠かせない。「人材育成は百年の大計」と言われている。話し合い、コミュニケーションの場で人材集団を育てることが重要な課題であると考え

お わ り に

儒教の祖、孔子のところへ一人の弟子がやってきて、「国を治めるには何が一番大切か？」と訊ねた。孔子は「兵と食と信」だと答えた。弟子は「その三つが完全に備わればいいが、一つを捨てなければならぬとしたら何を捨てるか」と問うた。孔子は「兵を捨てる」と答えた。弟子は更に「残った二つのうちどちらかを捨てるとしたらどちらか？」と訊ねた。孔子は「食を捨てる」と答えている。食糧は乏しくても政府が人民から信頼されておれば、乏しさを願けあってもやっていける。しかし、政府が人民の信頼を失い、その人民同士にも信義というものがなかったら国家は成り立たない。信こそが政治の要諦である。と教えられた。

今、久米南町に一番重要なものはこの「信」ではないだろうか。確固たる信念をもってそれを示し、リーダーシップをとり、まちづくりビジョンを作成し、久米南町の活性化を積極的に推進していただくよう、特にお願ひし、諮問に対する答申とする。

諮問「見直しの基本的見解」に対する答申

1 節等の分類で検討するもの

歳入

区 分	見直しの基本的見解等	答 申
負担金	現状を維持する。	基本的見解どおりとする。
使用料・手数料	<p>全ての使用料は3年ごとに料金の算定を行い、改定を検討することを原則とする。</p> <p>町営住宅(若者住宅)、保育料、水道料、下水道料は現状を維持する。</p> <p>施設使用料は、実費相当分(光熱水費等)を原則とする。</p> <p>ただし、町外利用者に係る使用料は、近隣施設使用料等を参考に検討する。</p> <p>中央公民館、各支館の住民の利用については、今までどおり無料とする。</p> <p>手数料については、17年度予算編成時に改革を行っているものはその水準で、その他については現状を維持する。</p>	<p>基本的見解どおりだが、改訂に際しては近隣町と差が大きくなるないようにすること。</p> <p>水道料については、早期に久米南簡易水道の料金体系に統一する。また、住宅家賃等の滞納対策を強化し、歳入財源の確保に努める。</p> <p>施設使用料については、町外利用者と町民との差を設ける。特に文化センター使用料は、近隣の類似施設と比較して非常に安価となっている。平成18年度から見直しを行う。</p> <p>中央公民館、各支館の住民の利用については、今までどおりとする。</p> <p>基本的見解どおりとする。</p>
諸収入	<p>適正な金額となるよう算定を行い、見直しを検討する。</p> <p>各種教室参加費等は、原材料相当分の負担を原則とする。</p>	基本的見解どおりとする。
地方税等	現状の税率等を維持する。	基本的見解どおりとする。

歳出

区 分	見直しの基本的見解等	答 申
報酬	<p>委員報酬は16年4月から4時間を超えない場合は半額とする改正を行っているため、その水準を維持する。</p> <p>例 その他の委員 4時間以内 5,600円 2,800円</p> <p>選挙長、投開票管理者、投開票立会人の報酬額は見直す。</p>	<p>基本的見解どおりとする。</p> <p>活動していない委員会もあり、また類似の委員会があるので積極的に統廃合を進める。</p>

区 分	見直しの基本的見解等	答 申
	<p>各種委員会等の定数については、法令等に定めがあるものを除き、必要最小限とする。 統廃合を推進する。</p>	
委託料	<p>業者委託については、入札による業者選定を基本に経費節減を行い、その他については積極的な削減交渉を行う。</p>	<p>基本的見解どおりだが、可能な限り職員で対応し経費の節減に努める。</p>
負担金・補助、 交付金	<p>補助、交付金 各種団体について、自主運営を基本とする。 年間収支実績の2分の1以下とし、活動内容が真に町の活性化に必要なものとする。 原則、飲食主体とみなされる団体は、補助をうち切る。 補助終期を設けることを検討する。 運営費補助を交付している団体で事務局を町が持っている場合は、自主運営への移行を図る。 その他、全体調整の中で検討する。</p> <p>負担金 各種協議会等への加入等の負担金は、脱会等も検討する。 一部事務組合等の負担金は、管理運営の効率化や経費の節減に努めるよう求める。</p>	<p>補助、交付金 基本的見解どおりとする。 原則、食糧費主体とみなされる団体は、補助をうち切る。 基本的見解どおりとする。 類似の補助金等は、可能な限り統廃合を推進する。 原則として10%削減を目標とする。 団体補助金については、活動実態、成果等を勘案し、真に有効となる団体に補助する。</p> <p>負担金 各種協議会等への加入等の負担金は、他の自治体との関係もあるだろうが、積極的に脱会等も含め検討する。 基本的見解どおりとする。</p>
扶助費	<p>効果、対象範囲の検討 在宅福祉向上の観点から現状維持を原則とするが、公的年金等の他の制度との重複支給については検討する。</p>	<p>基本的見解どおりとする。</p>
報償費	<p>内容が補助金的なものについては、負担金・補助及、交付金の例による。 事業実施に伴うものは、事業自体の効果等も含め検討する。</p>	<p>基本的見解どおりとする。</p>
使用料・賃借料	<p>借地について、用地の購入が可能なものは計画的に予算の範囲内で取得する。また、利用等の現</p>	<p>基本的見解どおりだが、借地の利用状況の良くないものが見受けられる。必要なものは買収、そ</p>

区 分	見直しの基本的見解等	答 申
	<p>状を把握し、返還可能なものは返還を検討する。 機器等の有効利用を行うとともに、統廃合等で合理化を図る。リース期間が終了しても再リースを検討するなど、安易に新規リースを行わないことを原則とする。</p>	<p>うでないものは返還を。 同じく基本的見解どおりだが、パソコン関係については、活用の全体的なレベルアップを。特に小・中学校での活用内容を調査し、指導体制を整える。 原則として10%削減を目標とする。</p>
<p>旅費・交際費・ 需用費・役務費</p>	<p>努力目標を設定(10%削減)</p>	<p>原則として10%削減を目標とする。</p>
<p>人件費(議員報酬、特別職、職員人件費等)</p>	<p>近隣町及び類似団体と比較し、適正化を図る。 定員適正化計画を策定し、推進する。</p>	<p>基本的には近隣町及び類似団体の数値を基本とし、独自性をもって適正化を図る。 定員適正化計画を策定し、定員管理に努める。 臨時職員等の採用は、必要最小限とする。 委員賃金は、単価を統一する方向で検討すること。その際、賃金支給を廃止し、ボランティアとすることも視野に入れること。</p>
<p>その他</p>		<p>町の組織機構については、次のことに配慮して改善を図ること。 (住民に分かりやすいこと、簡素で効率的なこと) 消防組織については、確固とした指揮命令系統の確保及び時代に即応した簡素で効率的な組織の確立に努める。また、消防団員の条例定数と実働団員数の差異について精査を行い、適正条例定数に努める。 選挙事務の効率化については、投票所の統廃合のみでなく、有権者数、期日前投票の割合、年齢構成比率等総合的に検討し、効率化を図る。</p>

2 各種事務事業等

区 分	見直しの基本的見解等	答 申
各項目共通事項	<p>厳しい財政状況の中、限られた財源で多様化、複雑化する行政需要に的確に対応していくため、行政の守備範囲を再点検し、経費負担の適正化に努めるとともに、時代に対応した施策の選択や事務事業の整理統合、民間委託等の推進による行政効果の向上を図る。</p> <p>補助金交付を行う事業は、「負担金・補助、交付金」と同じ考え方で検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助終期を設けることを検討する。 ・効果、対象範囲等を検討する。 	<p>基本的見解どおりとする。法律等で義務化されている事業以外は、全て見直しを実施する。</p>
人口問題	<p>人口増施策、少子化施策、定住化施策等を推進する。</p>	<p>基本的見解どおりだが、意向調査の実施により若者等のニーズを把握し、5年間程度の実施計画を策定し、各種施策を総合的に実施する。</p> <p>住環境の整備、子育て支援ももちろん必要と考えるが、次のような人口増施策は考えられないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急の人口増加策として東急不動産所有のゴルフ場予定地を無償譲渡してもらうなど、まもなく退職が始まる団塊の世代を対象とした「ゆとり・手作り・自活」のできる生活空間を取り入れた住宅政策 ・空き家の利活用施策 ・元気老人の転入施策
施設検討	<p>現状と将来の方向を検討。(統廃合を含む)</p> <p>費用対効果等の観点から合理化を図る。</p> <p>指定管理者制度の活用を検討する。</p>	<p>平成14年までは年間40人前後の出生で推移していたが、平成15年には27人、平成16年には29人と減少傾向にある。その子どもたちがそのまま小学校に入学すると仮定すると平成22年の小学校新入生は、弓削小学校7人、誕生寺小学校13人、神目小学校7人。翌23年は、弓削小学校15人、誕生寺小学校5人、神目</p>

区 分	見直しの基本的見解等	答 申
		<p>小学校9人という状況にある。したがって小学校等の教育施設をはじめとした公共施設の規模決定及び統廃合をも含めた近い将来のあり方について早急に検討すること。</p> <p>とくに町外からの利用を主目的に設置した施設については、独立採算性を原則として収益で経費を賄うように改善を図ること。その場合、あらかじめ期間を定めて改善することや施設自体の廃止も含めて検討すること。基本的見解どおりとする。</p>
大型プロジェクト	緊急性、公平性等を考慮し、優先順位をつけて計画的に実施する。	基本的見解どおりとする。
産業振興施策、基盤整備、文化・スポーツ・教育、保健・福祉・医療、環境・公害、その他	重点施策の絞り込みを行う。	<p>施策の絞り込みについては、住民生活に密着した部分を重点に行う。</p> <p>イノシシ駆除を最優先し、高齢者が安心して農作業に従事できる環境をつくる。</p> <p>敬老会は、「町全体での開催を廃止。(米寿、喜寿の方への記念品は今までどおり行う。)地区、部落、集落が自主的に行うのは自由とする。」方向で検討すること。</p> <p>建部町の生活バスが下神目まで運行されている。これと久米南町の町民バスとの連結を検討すること。連結が難しい場合は、町民バスの福渡までの運行を検討すること。</p> <p>税の申告相談については、補助率の削減等の住民サービスの低下が行われる中、また高齢化の進む中においては4カ所で行われている申告相談を1カ所とするのであれば、地域に出向いて農業収支の経理指導を行う等の町民への配慮が足りないし、町民のコンセンサスが得にくい。将来は、町内全域に高速通信</p>

区 分	見直しの基本的見解等	答 申
		<p>網の整備を行い、情報過疎とならない取組を実施する。</p> <p>住民自治組織の整備</p> <p>(1)地方分権時代の担い手としての自治組織の再編整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動(行政)の担い手として ・地域活動(行政)のまとめ役として ・地域活動(行政)における地域と行政の調整役として <p>(2)公民館活動(支館)の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館組織の再編と活性化 ・少子化時代、高齢化時代における公民館活動(社会教育活動、コミュニティ活動)の見直しと活性化 <p>(3)部落長、支館長等の位置づけの明確化</p> <p>(4)官と民との協働のまちづくり組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部落長は、地域の代表者であり、これからの地方分権時代においては、地域が中心となって官と民が協働してまちづくりを担わなければならない。一定の財源を持った地域組織の設置が望まれる。

3 新しいまちづくりの施策

各委員から文書で提出いただいた内容を別紙『「新しいまちづくり」の提言、意見まとめ』に分類し、集約した。これについては、各委員に個人的な思い、意見や提言を記入いただいたものであり、委員会として審議した内容ではない。したがって同様の提言でも内容に差異のあるものも含まれていることを申し添えておく。

「新しいまちづくり」の提言、意見まとめ

産業	各部落に特産品、都会からの労力支援と地域との交流	久米南町を支える各地域(部落長単位)が、活力を失わないよう、元気な高齢者、すなわち一生現役高齢者の住むまちづくりが必要。そのためにも、1部落1品の特産品づくりを推進する。都会等からの労力支援隊による労力支援と交流をとおしての経済効果が期待できるのではないかと。	
	特産物の加工	町内には数々の特産物があるので、それらを全て利用し、加工品として販売できないか。	
	道の駅は再出発を	道の駅は完全委託事業として、一度閉店するくらいの気持ちで再出発して欲しい。	
	農業支援を	農業は急速に弱体化しているのが現状であり、原因は明らかで、高支出、低収入。これは町だけでなく、国全体の問題であり、政治の問題。解決は難しいが、農業支援をお願いしたい。昔から農業は国の基本であったと思う。	
	人口流出防止のため、小面積農家支援・協働支援施策を	都市からの距離及び中山間地域という地域性から久米南町を考えてみた場合、多くの若者を定住させたり増加させることは、期待薄かも知れないが、若者の都会流出をくい止める施策の展開は不可欠である。しかし、宅地造成だけに頼る定住化施策は、日本経済の縮図としての人口の一極集中であり、久米南町としての活力とはならない。 なぜ、親代々からの土地を若者が捨てなければならないかを、原点に立ち、冷静に見るべきである。若者の流出は、働く場所が近くにないだけでなく、他にも要因があるのではないかと。農業に対する支援だけでなく、百姓(小面積の稲作等)に対する支援及び協働支援施策が必要。	
	農地の荒廃防止 イノシシ対策を	全国的にイノシシが増加し、被害がかなり多い。駆除報奨金の引き上げ、駆除することを考えなければならない。また、防護策等の補助金を現在の4割から5割くらいにはして、農地の荒廃を防ぐ必要がある。イノシシが出始めるまで農業を止める農家が増えてくる。農地荒廃につながる大きな原因となっている。駆除については、助成を増やしてでも推進する必要がある。そして獅子肉で特産品づくりをやってはどうか。	
	思い切ったイノシシ対策で高齢者農業を大切にす姿勢を対外的にアピール	久米南町の農地の多くは、高齢者によって維持管理されている。高齢者が安心して農業を続けられるように、思い切ったイノシシ対策(100%補助等)を行い、高齢者農業を大切にす姿勢を、久米南町の特徴として対外的にも打ち出していきたい。	
	特区活用し、新規就農を	退職の団塊時代を迎え、農業特区制度を最大限に活用し、久米南町に来てもらう施策を行う。全国に情報発信し、田舎暮らし、体験希望者を呼び込み、新規就農者と労働力を確保する。多少なりとも町の人口増加、耕作放棄地の回復が図られると思うので重点施策としてもらいたい。	
	担い手等に農地集積を進めるため、利用権設定者には転作を割り当てない	担い手等に農地集積を進めるため、利用権設定者に対しては、転作を割り当てない。40%の転作は、2~4haの経営者には大きなネックとなる。利用権設定者の希望の面積とすることがよいと考える。	
	棚田の整備、大型機械を利用可能に	山間棚田は、それなりの基盤整備を行い、農道も併せて整備し、大型機械の利用を可能にする。	
	ふれあい農園で都市との交流を	ふれあい農園制度を創設し、商工会、農協、農家等と提携するなど都市の人々に農地を貸し付け、交流を行う。(仮称「ふれあい農園交流事業」)その場合、栽培指導が必要となり、体制整備が重要。	
	観光・レクリエーション	観光農業(昔の百姓村を)	かつて私は「明治の百姓村」構想を発表したことがある。(昭和47年)その一部は広報くめなん昭和48年3月号に掲載されている。計画の概要は、棚田をバックに、観光客参加の農作業を行い、生産物と加工食品(明治の味)を即売、「ノー添加物食堂」や「ふるさと民宿」をつくり、明治時代の農村を再現しようというもの。ふるさとの味は、はがまで炊いた麦ご飯、山羊乳、はったい粉、そばかきなど。(中略)今でも通用する農村プロジェクトだと思っている。明治が無理なら昭和の百姓村でも良いのではないかとと思う。
誘致企業等との話し合いの場を		農業特区で町外から転入された方や商工業者で誘致企業、地場企業のコミュニケーションをはかる場所を持つ。農協、行政、議員、そして商工会とかその他の団体も参加して、今後の問題点、良い面、悪い面を話し合う会。 町勢振興には、立地企業の発展は不可欠で、その動向には大きな関心のあるところである。よって町又は町内団体としても企業訪問なり、集まりを開くなど意志疎通を持ち連携を保っていくべきと考えられる。	
川柳公園のPR、整備		文化の町、久米南町。川柳公園を町外の方に知ってもらう。公園がつくのだからもっと桜でも植えて、国道から見えるようにしたらどうだろう。 川柳公園の整備 景観整備(早急な道路整備、駐車場、眺望など)	
町外向けのイベントを定期的実施		治部邸、美しい森、道の駅などを活用し、各種組織、団体、企業などに呼びかけ定期的にイベント等、町外からより多くの人が集まる事業に積極的に取り組む、または誘導し、助成されたい。	
定期的な朝市の開設		月1回など定期的にフリーマーケットを開設する。グラウンド等の町内広場で、農家・商家・商工会・農協・森林組合・企業等による何でも販売朝市。	
ストップ・ザ53号作戦(朝市、昼市、夕市の開催)		「道の駅くめなん」では時々イベントを開催し、それなりの成果をあげているが、「朝市」「昼市」「夕市」等53号通過の車を久米南町に短時間でも止めたい。江戸時代には、見附が各所にあったが、関所だけでなく、通行者を止め、経済効果を狙っていたと考えられる。	
山の幸を後世に伝えるとともに、山菜料理店を出店		松茸に代わる山の幸を積極的に後世に残すことを考えなければならない。山芋、タラの芽、ゆすら、ぐいび、なつめ、あけび、いちじく、桑イチゴ、棕の実、胡桃など健康食品(ガン封じ山の幸)として将来脚光を浴びるのではなかろうか。山菜料理店を川柳公園、道の駅に開くのもおもしろい。	
誕生寺と観光		誕生寺には、町外、県外から年間多数の参拝がある。久米南の参拝所の核として、何らかの形でお陰をいただきたいもの。	
福祉・医療・生活		子育て支援	子どもを安全に守るため、地域での活動が必要。他人の子ども、自分の子ども地域で見守る声かけ運動などを推進する。 子育て支援では、3保育園のうち1園を民間に経営してもらい、保育時間の延長をお願いする。親が帰ってくるまで保育をお願いし、そのことで3園が競争の原理で頑張ってもらいたい。 子育て支援のもう一つは、担当職員が、外に出かける(見る・聞く・呼びかける)ことの大切さを知って欲しい。 児童は、保護者だけでなく家族、地域の方々に育ててくださっていることが分かった。小学校行事、奨学会活動も非常に多くの方に支えられている。しかし、世代が変わり仕事が忙しいのもあるのだろうが、それが分かってくださる保護者も減ってきていると思う。さらに今まで多くの世話をしてくださった方々も遠慮される方が増えてきた。将来を担う子どもたちのために多くの組織があるが、色々なかたちでより多くの人々のコミュニケーションがこれからもとれるようにして欲しい。それは、子どものためだけでなく、地域全体のものと考えられる。 働く場所がないので、若い夫婦は街へと出ていき、今後の農村は心配。驚くほどの人口減となっている。これでは新しいまちづくりも大変。私の住んでいる地域でも結婚していない人、離婚している人が数多くいる。これが実態だ。まず、結婚、そして赤ちゃんの誕生。ゆとりのある育児ができるように努めてあげることが必要。
		老人ホーム施設整備	老人ホーム施設の整備を。年老いてくれば一人暮らしは寂しいもの。同年代の方たちと暮らし、ボランティアの方々と一緒に仲良く憩えれば、気持ちも紛れるのではないだろうか。 町内に老人ホームを建設し、老人が安心してしかも若者の就業の場ともなるよう、夢を実現にする努力を望む。
		自立支援で支館に健康器具整備を	自立支援(介護支援)について、高齢化が進む中、健康で生きがいを持つよう、地域で支え合い、支館など利用し、機能体操、ストレッチ体操、軽い運動などができそうな設備を望む。
		転倒防止等を推進し、寝たきりにならない取組を	中高年を対象とした「いきいき健康教室」を定着させ、特に転倒防止体操を取り入れ、寝たきりにならないよう長期にわたっての指導を続ける。町民の中からも中高年の指導者を多くつくり、介護保険の申請者を少なくする。
	町営住宅家賃滞納整理を	町営住宅は、128戸のうち半数は、築後30年を経過しており、立て替えとなると思うが、家賃滞納者がこれほど多いは大変。このまま滞納で居座ることはよくないので、保証人とよく相談し、解決して欲しい。 町営住宅家賃滞納は、保証人への督促を含め積極的に行うべきである。	

	みんなが現役の精神で敬老会廃止	対象者の3分の1の約400名が参加と、参加者が少ない。他市町村でも敬老会を廃止している例が多いのだが、久米南町は、「みんなが現役」を合い言葉に敬老会を廃止し、節目の喜寿、米寿の方に記念品を贈る方向でよいのではないか。
	賃金格差をなくす	愛育委員と栄養改善協議会委員の賃金の格差をなくし、ボランティア活動に邁進できるようにする。
	保健師等の訪問で普及率の向上を	保健福祉活動は、保健師、愛育委員等の渉外訪問等地域活動により普及率の向上が求められてい
道路、基盤整備	資材支給で町道修繕費の抑制を	町道修繕の必要箇所に対しては、地元へ資材の支給など行い、町道修繕費の抑制を図るべき。
人口問題・定住促進	少子化、定住施策は総合的に	人口問題が最も重要な課題のひとつ。久米南町は出生率自体は高いと思われるが、子供を産む世代が少ない。少子化、若者定住に対する施策を就業あっせん等を含めトータル的に考えていくべき。
	各地域に結婚相談所設置を	各地域に結婚相談所を設置。経験豊かな専門の相談員を配置し出会いの場を作り、常に町民と接する。結婚が決まったら、行政と連絡を取り、町営住宅、分譲地等を格安で斡旋する。第二子誕生からは報奨金を出す。相談員はボランティア。結婚成就の場合は仲人料としてお礼を出す。町内に仲人ボランティアをたくさん作ることに尽きる。
	家賃は変動制、新婚住宅を建設	結婚をしても住むところがないといわれる人が多く、仕方なく町外へ出てしまう。このような状態では人口増にはつながらない。新婚住宅ということで、旧作東町のように、最初は家賃を安く設定して、年が経つとともに家賃を上げて給料に見合ったものにするといった、住宅を建て、人口の流出を防ぐ。
	安価な住宅と職場の確保	町営住宅も老朽化しているため、安価で入れる町営住宅を建設する必要がある。企業の誘致も必要。
	街中の空き家対策を	街の中で空き家が目立つ。不在家主等と相談し、空き家を減らし、町関係の仲介機関を作り、売買、賃貸を活発に行い、美観と活力あるまちづくりをお願いする。
	夢のふくらむような町営住宅建設と、安心して遊べる公園整備	若者定住の目的達成のため、夢のふくらむような町営住宅の建設と、それに伴い子どもたちが安全で楽しく遊べる公園の(他町まで遊びに行かなくても良いように)PRと充実を望む。
	農地付き分譲宅地の造成	農業特区の活用により20～30aの農地を付けた宅地を造成し、趣味的農業をしたい農外者によって耕作放棄地の農地活用を図る。
	ペンション・タウン(年金受給者の町)	2LDK程度の別荘を建て(増築可能、駐車場・菜園付き)年金受給者に期限付きで貸与する。(基本料金で)年金受給者は、できるだけ複数所帯(友人、知人、趣味等)で誘い合って借りていただく。(町内年金受給者も可)期限(3ヶ月程度)を越え、気に入った場合は購入してもらうか、あるいは正規の家賃を徴収する。募集は町民に協力していただき、都会で定年を迎える家族にアタクし「川柳の町にあなたの別荘を」とPRし、マスコミ対策も併せて仲介業者等あっせんなどもする。 台所、トイレ、バス、寝室のみで、冷蔵庫、洗濯機その他はリースとする。町営バスの運行と救急体制の完備。建築場所はゴルフ場予定地とし、できるだけ東洋紡不動産、東急不動産の協力(建築)をお願いする。
団塊の世代Uターン計画	本町出身の団塊の世代者を調査し、懇談会等を開き、町勢振興の意見・助言をいただく。(頭脳のUターン)小中学校の同窓会を積極的に開くよう応援し、定年後のUターンを促す。(別荘入居又は購入)	
人口増施策は、町外の人、分譲地等に町外から入っている人の意見を聴く	町営の分譲地に町外から入ってきた人に意見を聴いた。空気がきれい。人々の思いやりがある。自然がたくさんある。などの答えが返ってきた。また、団地等に少しの野菜等を作る場所があれば、最高との意見もあった。人口を増やすには、町外の方々にアンケートしたり、久米南町に入ってきた理由を聞くことにより対策と答えがあると思う。まずは聞く耳を持つ。	
行政・給与等	職員の意識改革を	職員が変わり、相手、町民の目線に立って町勢振興の運動員としてやる気で頑張ってもらいたい。 職員の中で専門分野の人材養成を積極的に行う。 開かれた役場にして、町民と職員との対話が渉外活動を通じて気軽にできるようにする。
	町長、議員、職員の給与等のあり方	特別職は年俸制、職員給与は能力主義でマイナスにもなり、プラスにもなるやり方で、仕事のできない者はどんどんマイナスになり、できる人間はプラスになるというやり方。課長までは課長と町民が評価する。課長と課長級は、平職員と町民と特別職で評価する。役に立たない者は役に立つところで働く、いらぬ職員は早く切る。単独町でやるのであれば厳しくやっていく。県も給料カットはかなりやっている。
	職員、議員、町長の給与削減は意欲喪失とならない配慮を	地方分権化時代を担う人材には、それに見合う給与の支出も当然必要である。また、専門職(新規採用、民間からのスカウト)の充実も重要であり、それを実現するための給与支給も必要である。
施策、事務事業等全般	事務事業の整理統合を	似たような項目(事業)は、思い切って統合し、必要性の低いと思われる項目は廃止すべき。 町の活性化をしていくためには、補助金を出すところには出し、無駄なところは切っていくようにしてもらいたい。
	地区連絡員報償費を減額、防犯など隣保事業を推進	地区連絡員制度は、自主制度として報償費は大幅減額し、地区の拠点として防犯、防災、保健等の隣保事業が進むよう、互助組織として指導助言をすべきではないかと考えられる。
	町有資産の総点検を行い、売却・貸付などで有効利用を	道の駅、美しい森及びその他の町有資産の点検を行い、それを積極的に民間事業者や個人に売却又は貸し付けること。並びに指定管理者制度に委ねることなどにより有効利用をすべき。
	財源確保し、行政水準低下を防ぐ	行政事務事業を低下させないこと。そのためには、交付税(特別を含む)の増額についてアンテナを高く掲げ、さらなる努力を重ね、少しでも多くを確保する。また、国・県の補助事業をできるだけ取り入れること
	将来性の高い事業の強化を	補助金・予算は、コストダウンも必要だが、削減ばかりでなく、必要なことについて、将来性の高いものには多く出す。お金を生かすことを考えるべき。
	独自性のある事業を	行政の施策は型にはまっているものがほとんどで、独自性に欠ける。久米南町独自の、町民のための施策、他市町村に自慢できる施策を希望する。その場合、民間の考え方なども取り入れる必要がある。
	考え方を変えないと活性化しない	これはできないだろう、という考え方ではなく、何とかしてできないだろうか、という考え方で取り組まないと、活性化は図れない。
	危機感を持って連帯し、攻めの気持ちで	少子高齢化と過疎の町に今必要なものは「連帯」の気持ち。今、国体に向け各地域では気持ちひとつになっている。国でも公務員削減・人件費削減がいわれており、このような時こそ町行政に携わる者、町民ともに痛みを感じ、危機感を持って守りの気持ちでなく、攻めの気持ちで心一つになり進むこと。
	ある物を活用し、多くの人に来ていただく	若者定住や働く場所、観光の場所、福祉施設など色々あると思うが、お互いに紹介しあい研究しあって今あるものをいかに活用し、多くの人に来ていただけるように、活性化すればよいと思う。
	生活拠点としてのまちづくり推進を	久米南町は、土地が耕され、四季の移ろいが肌で感じられる町であってこそ、久米南町ではないか。働く場所としてのまちづくりと併せて、生活拠点としてのまちづくりが必要と考える。
	老いも若きも参加できるイベントで交流を	若者が定住する魅力ある町。昔に返り、老いも若きも町全員で秋には運動会、文化祭、発表会など、もっと交流を深め、新しい風を吹かせて、活気あふれる町となりますように。積極的に地域活動に参加して再生と実現に向けて頑張りたい。
	インターネットで情報の相互伝達を	これからのまちづくりにおいて、町民全員が暮らしに関わる情報を迅速・公平に得ることが大切。久米南町の地域特性や高齢化の実態を踏まえ、インターネットによる情報の相互伝達はすぐれた手段だと思ふ。インターネットは今後、生活に不可欠のものとなる。このため、普及用に公民館支館などにパソコンを設置し、地域のボランティアによるインターネット活用のための講習会を実施し、普及率を向上させ、将来は、中国電力のMEGAEGGなどと連携した高速回線の早急な配備を目指し、他地方に負けない情報活用地域として発展したい。
民間施設の誘致を	どんな物でも民間の施設を導入設置すること。	
説明責任を果たし、町民が納得するスローガンを掲げたい	新しいまちづくりは、ソフト面とハード面の両面から考えていかなければならない。 ソフト面では、町の現状を全町民に公開し、厳しいながら、なおかつ伝統と文化の薫り高い久米南町を守り、次世代にバトンタッチするために協働して「新しいまちづくり」をやるという気持ちを住民一人ひとりが持たなければ、この難局を乗り越えることはできないだろう。 今回は、特に町民への説明責任をきっちりと果たし、町民が納得するまちづくりのスローガンを高く掲げ、町民参加を呼びかけたい。	

久米南町活性化推進委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 行政と町民が力を合わせ、地方分権時代にふさわしい行財政運営の効率的、効果的な施策や事業を推進し、町の活性化を図るため久米南町活性化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的達成のため、町長の諮問に応じて審議し、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内をもって組織する。

2 委員は、次により町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する委員6名以内
- (2) 団体が推薦する委員10名以内
- (3) 公募による委員4名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第5条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報酬を支払うことができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となり会議を進行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見聴取)

第8条 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、必要に応じて専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織し、部長及び副部長は、部会委員の互選による。

3 部長は、部務を掌理し、専門部会における審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部長が委員長の同意を得て定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成16年12月22日から施行する。

久米南町活性化推進委員会委員名簿

平成17年12月8日現在

	職名	氏名		職名	氏名
1	委員長	在里 和之	11	委員	高田 泰博
2	副委員長	長谷川光寛	12	〃	貞岡 慎一
3	委員	青木 孝司	13	〃	中島富喜子
4	〃	赤木 四郎	14	〃	中島 康文
5	〃	磯山 正紀	15	〃	中島 玲子
6	〃	王野 貞恵	16	〃	西河 明夫
7	〃	嵯峨 二郎	17	〃	南 太郎
8	〃	重近 和明	18	〃	三船 徹二
9	〃	菅 忠則	19	〃	明楽 誠
10	〃	杉本つね子	20	〃	山本 哲

専門部会委員名簿

総務文教部会			厚生産業部会		
	職名	氏名		職名	氏名
1	部長	貞岡 慎一	1	部長	山本 哲
2	副部長	南 太郎	2	副部長	王野 貞恵
3	部員	嵯峨 二郎	3	部員	青木 孝司
4	〃	重近 和明	4	〃	赤木 四郎
5	〃	菅 忠則	5	〃	在里 和之
6	〃	中島富喜子	6	〃	磯山 正紀
7	〃	中島 康文	7	〃	杉本つね子
8	〃	西河 明夫	8	〃	高田 泰博
9	〃	長谷川光寛	9	〃	中島 玲子
10	〃	三船 徹二	10	〃	明楽 誠

久米南町活性化推進委員会審議経過

月 日	会 議 名	内 容
2月25日	第1回委員会	・委員委嘱 ・委員長、副委員長選出及び専門部会の設置 ・現状及び行財政改革推進経過の把握 ・委員会の進め方の協議
4月6日	第2回委員会	・平成17年度当初予算の概要把握 ・新しいまちづくりについてフリートーク
5月11日	第3回委員会	・事務事業等調書とともに町長から活性化計画(行財政改革)策定に伴う見直しに関する諮問(第1次)がなされる。 第1次の内容 節等の分類で検討するもののうち「歳入」「歳出」に関する項目 ・諮問書に示された「見直しの基本的見解」を含め、総務文教部会、厚生産業部会に審議を付託した。
6月23日	第1回総務文教部会	・付託案件の審議
"	第1回厚生産業部会	"
7月7日	第2回総務文教部会	"
"	第2回厚生産業部会	"
7月27日	第3回総務文教部会	"
"	第3回厚生産業部会	"
8月5日	第4回委員会	・両部会から付託案件の審議結果を報告。とりまとめについて協議する。 ・事務事業等調書とともに第2次諮問がなされる。 第2次諮問の内容 節等の分類で検討する事項の一部及び各種事務事業 ・第2次諮問について総務文教部会、厚生産業部会に審議を付託した。
8月22日	第4回総務文教部会	・付託案件の審議
"	第4回厚生産業部会	"
9月8日	第5回総務文教部会	"
"	第5回厚生産業部会	"
9月20日	第6回総務文教部会	"
"	第6回厚生産業部会	"
9月27日	第7回厚生産業部会	"
9月29日	第7回総務文教部会	"
10月11日	第5回委員会	・両部会から付託案件の審議結果を報告 ・諮問に関する答申について協議
11月25日	第6回委員会	答申内容の審議、答申書の決定
12月8日		答申書を町長に提出

平成17年5月11日

久米南町活性化推進委員会
委員長 在里 和之 殿

久米南町長 河島 建一

活性化計画（行財政改革）策定に伴う見直し等について（諮問）

少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき、各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していくことが求められています。

そのため、地方分権に対応できる柔軟でスリムな行政組織や行政施策を展開するために、活性化計画（行財政改革）を策定していく必要があります。

つきましては、計画策定の方向として別紙「見直しの基本的見解」について貴委員会に諮問します。

見直しの基本的見解

1 節等の分類で検討するもの

歳入

区 分	見直しの基本的見解等
負担金	現状を維持する。
使用料・手数料	<p>全ての使用料は3年ごとに料金の算定を行い、改定を検討することを原則とする。</p> <p>町営住宅(若者住宅)、保育料、水道料、下水道料は現状を維持する。</p> <p>施設使用料は、実費相当分(光熱水費等)を原則とする。</p> <p>ただし、町外利用者に係る使用料は、近隣施設使用料等を参考に検討する。</p> <p>中央公民館、各支館の住民の利用については、今までどおり無料とする。</p> <p>手数料については、17年度予算編成時に改革を行っているものはその水準で、その他については現状を維持する。</p>
諸収入	<p>適正な金額となるよう算定を行い、見直しを検討する。</p> <p>各種教室参加費等は、原材料相当分の負担を原則とする。</p>
地方税等	現状の税率等を維持する。

歳出

区 分	見直しの基本的見解等
報酬	<p>委員報酬は16年4月から4時間を超えない場合は半額とする改正を行っているため、その水準を維持する。</p> <p>例 その他の委員 4時間以内 5,600円 2,800円</p> <p>選挙長、投開票管理者、投開票立会人の報酬額は見直す。</p> <p>各種委員会等の定数については、法令等に定めがあるものを除き、必要最小限とする。</p> <p>統廃合を推進する。</p>
委託料	業者委託については、入札による業者選定を基本に経費節減を行い、その他については積極的な削減交渉を行う。

<p>負担金・補助、交付金</p>	<p>補助、交付金 各種団体について、自主運営を基本とする。 年間収支実績の2分の1以下とし、活動内容が真に町の活性化に必要なものとする。 原則、飲食主体とみなされる団体は、補助をうち切る。 補助終期を設けることを検討する。 運営費補助を交付している団体で事務局を町が持っている場合は、自主運営への移行を図る。 その他、全体調整の中で検討する。</p> <p>負担金 各種協議会等への加入等の負担金は、脱会等も検討する。 一部事務組合等の負担金は、管理運営の効率化や経費の節減に努めるよう求める。</p>
<p>扶助費</p>	<p>効果、対象範囲の検討 在宅福祉向上の観点から現状維持を原則とするが、公的年金等の他の制度との重複支給については検討する。</p>
<p>報償費</p>	<p>内容が補助金的なものについては、負担金・補助及、交付金の例による。 事業実施に伴うものは、事業自体の効果等も含め検討する。</p>
<p>使用料・賃借料</p>	<p>借地について、用地の購入が可能なものは計画的に予算の範囲内で取得する。また、利用等の現状を把握し、返還可能なものは返還を検討する。 機器等の有効利用を行うとともに、統廃合等で合理化を図る。リース期間が終了しても再リースを検討するなど、安易に新規リースを行わないことを原則とする。</p>
<p>旅費・交際費・需用費・役務費</p>	<p>努力目標を設定(10%削減)</p>

平成17年8月5日

久米南町活性化推進委員会
委員長 在里 和之 殿

久米南町長 河島 建一

活性化計画（行財政改革）策定に伴う見直し等について（第2次諮問）

5月11日の諮問事項に引き続いて第2次分として別紙「見直しの基本的見解」について貴委員会に諮問します。

見直しの基本的見解

1 節等の分類で検討するもの

歳出

区 分	見直しの基本的見解等
人件費(議員報酬、特別職、職員人件費等)	近隣町及び類似団体と比較し、適正化を図る。 定員適正化計画を策定し、推進する。

2 各種事務事業等

区 分	見直しの基本的見解等
各項目共通事項	厳しい財政状況の中、限られた財源で多様化、複雑化する行政需要に的確に対応していくため、行政の守備範囲を再点検し、経費負担の適正化に努めるとともに、時代に対応した施策の選択や事務事業の整理統合、民間委託等の推進による行政効果の向上を図る。 補助金交付を行う事業は、「負担金・補助、交付金」と同じ考え方で検討する。 ・補助終期を設けることを検討する。 ・効果、対象範囲等を検討する。
人口問題	人口増施策、少子化施策、定住化施策等を推進する。
施設検討	現状と将来の方向を検討。(統廃合を含む) 費用対効果等の観点から合理化を図る。 指定管理者制度の活用を検討する。
大型プロジェクト	緊急性、公平性等を考慮し、優先順位をつけて計画的に実施する。
産業振興施策、基盤整備、文化・スポーツ・教育、保健・福祉・医療、環境・公害、その他	重点施策の絞り込みを行う。